

留守家庭児童育成会運営助成（R4年度-R3年度）比較

番号	区 分		R4年度(案)		R3年度	
			R3年度との比較		R3年度国基準単価	
1	基本額 (★)	1～9人	1,000円	↑	4,006,000円～4,238,000円 (1人増ごと29,000円増加)	4,005,000円～4,237,000円 (1人増ごと29,000円増加)
2		10～19人	1,000円	↑	4,267,000円～4,528,000円 (同29,000円増加)	4,266,000円～4,527,000円 (同29,000円増加)
3		20～35人	4,000円	↑	5,626,000円～6,016,000円 (同26,000円増加)	5,622,000円～6,012,000円 (同26,000円増加)
4		36～45人	4,000円	↑	6,042,000円	6,038,000円
5		46～55人	4,000円	↑	5,975,000円～5,372,000円 (同67,000円減少)	5,971,000円～5,368,000円 (同67,000円減少)
6		56～70人	4,000円	↑	5,305,000円～4,367,000円 (同67,000円減少)	5,301,000円～4,363,000円 (同67,000円減少)
7		71人以上	変更なし	—	4,283,000円	4,283,000円
8	長時間 開所加算	平日	1,000円	↑	1時間延長につき加算 年額406,000円⇒407,000円	
9		長期休業中等	変更なし	—	1時間延長につき加算 年額183,000円	
10	長期休業期間受入支援助成		変更なし	—	長期休業期間中に追加で児童を受け入れたときに助成 日額19,000円	
11	障害児受入 推進助成	障害児 1人以上受入	変更なし	—	障害児を受け入れる場合に助成 1,956,000円	
12		障害児 3人以上受入	変更なし	—	3人以上の障害児を受け入れる場合に、上記助成額に加えて助成 1,956,000円	
13		障害児 6人以上受入	新設		6人以上の障害児を受け入れる場合に、上記助成額に加えて助成 1,956,000円	
14		障害児 9人以上受入	新設		9人以上の障害児を受け入れる場合に、上記助成額に加えて助成 1,956,000円	
15		医療的ケア	32,000円	↑	医療的ケア児を受け入れる場合に助成 4,029,000円⇒4,061,000円	
16		医療的ケア児 送迎支援	新設		医療的ケア児を受け入れるために必要となる付き添い等による送迎や病院への付き添い 等の支援を実施する場合、その支援に係る経費の10/10を補助 1支援の単位あたり1,353,000円限度	
17	専用室障害児受入促進助成		変更なし	—	新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行う場合、経費の1/2を補助 1支援の単位あたり125,000円限度	
18	常勤職員配置等助成 ※19との重複不可		変更なし	—	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関 等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当 該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 1支援の単位あたり3,158,000円限度	
19	放課後児童支援員等 処遇改善等事業助成 ※18との重複不可		変更なし	—	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職 員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要額を助成 1支援の単位あたり 1,678,000円限度	
20	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業助成	変更なし	—	10年以上の事業所長的立場 394,000円/1人	10年以上の事業所長的立場 394,000円/1人	
21		変更なし	—	5年以上の専門研修受講者 263,000円/1人	5年以上の専門研修受講者 263,000円/1人	
22		変更なし	—	放課後児童支援員研修修了者 131,000円/1人	放課後児童支援員研修修了者 131,000円/1人	
23	送迎支援事業助成		変更なし	—	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う場合、 経費の10/10を補助 1支援の単位あたり507,000円限度	
24	設置促進事業助成		変更なし	—	民家等を賃借して運営する際の改修、設備の整備・備品購入、開設準備経費（礼金・賃 借料開設前月分）等の10/10を補助 1支援の単位あたり12,000,000円限度	
25	環境改善事業助成		変更なし	—	指導環境の改善を目的とした備品等を購入した場合、経費の10/10を補助 1支援の単位あたり1,000,000円限度	

留守家庭児童育成会運営助成（R4年度-R3年度）比較

番号	区 分	R4年度(案)		R3年度
		R3年度との比較	R4年度国基準単価	R3年度国基準単価
26	移転関連費用助成	変更なし	—	児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合、その移転等に係る経費の10/10を補助 1 支援の単位当たり2,500,000円限度
27	育成支援体制強化助成	1,000円	—	育成支援の周辺業務について、職員の配置や外部委託等を実施した場合、その経費の10/10を補助 1 支援の単位当たり 1,443,000円限度⇒1,444,000円限度
28	指導室使用料加算 <国事業>	変更なし	—	省令第9条第2項に定める基準を満たしている育成会が指導室を賃借している場合、指導室使用料の月額10/10を補助 1 支援の単位あたり月額255,500円限度
29	指導室使用料加算 <市単独>	変更なし	—	省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会が指導室を賃借している場合、指導室使用料の月額の2/3を補助 1 支援の単位あたり月額50,000円限度
30	ひとり親家庭減免助成 <市単独>	変更なし	—	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の2/3を補助 1 人あたり月額8,000円限度
31	利用児童受 入促進事業 助成	基本額細分化	新設	児童の数による基準額について、育成会が「児童の数36人から45人まで」の区分において受け入れを行う場合、他の区分における増額幅と同額を増額する。
32		求人広告経費	新設	分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、必要な求人広告掲載等に係る経費の2/3を補助 1 支援の単位あたり500,000円限度
33		研修期間経費	新設	分割等により受入れ児童数を増やすため職員の確保を行う場合、雇用した職員の研修期間に係る経費の2/3を補助 1 支援の単位あたり1,122,000円限度

★「基本額想定例」は、平日13時～19時、土曜・長期休業中8時～19時の開所パターンを想定
 ☞土曜開所加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額
 たとえば、「平日13～20時、土曜・長期休業中7時30分～19時30分」の場合、土曜開所あり、平日時間加算1時間分、
 長期休業中等時間加算4時間分となり、基本額想定例に平日加算1時間分+長期休業中等加算1時間分の加算額をさらに加算